

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団規則第4号

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
(ブロック統括センター等の職) 第3条 略	(ブロック統括センター等の職) 第3条 ブロック統括センター及び広域送水管理センターに置く職は、次のとおりとする。																												
<table border="1"><thead><tr><th>ブロック統括センター等</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>高松ブロック統括センター</td><td>所長 課長 主幹 課長補佐 <u>検査担当課長補佐</u> 場長 副主幹 係長 副場長 <u>主任</u> 主査 主任主事 主任技師 主事 技師</td></tr><tr><td>中讃ブロック統括センター</td><td>略</td></tr><tr><td>西讃ブロック統括センター</td><td>略</td></tr><tr><td>東讃ブロック統括センター</td><td>所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 <u>主任技師</u> 技師</td></tr><tr><td>小豆ブロック統括センター</td><td>所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 <u>主事</u> 技師</td></tr><tr><td>広域送水管理センター</td><td>所長 副所長 課長 場長 副主幹 主任 <u>主任主事</u> <u>主事</u> 主任技師 <u>主事</u> 技師</td></tr></tbody></table>	ブロック統括センター等	職	高松ブロック統括センター	所長 課長 主幹 課長補佐 <u>検査担当課長補佐</u> 場長 副主幹 係長 副場長 <u>主任</u> 主査 主任主事 主任技師 主事 技師	中讃ブロック統括センター	略	西讃ブロック統括センター	略	東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 <u>主任技師</u> 技師	小豆ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 <u>主事</u> 技師	広域送水管理センター	所長 副所長 課長 場長 副主幹 主任 <u>主任主事</u> <u>主事</u> 主任技師 <u>主事</u> 技師	<table border="1"><thead><tr><th>ブロック統括センター等</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>高松ブロック統括センター</td><td>所長 課長 主幹 <u>検査担当主幹</u> 課長補佐 場長 副主幹 係長 副場長 主査 主任主事 主任技師 主事 技師</td></tr><tr><td>中讃ブロック統括センター</td><td>略</td></tr><tr><td>西讃ブロック統括センター</td><td>略</td></tr><tr><td>東讃ブロック統括センター</td><td>所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 技師</td></tr><tr><td>小豆ブロック統括センター</td><td>所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師</td></tr><tr><td>広域送水管理センター</td><td>所長 副所長 課長 場長 副主幹 主任 主任技師 師 技師</td></tr></tbody></table>	ブロック統括センター等	職	高松ブロック統括センター	所長 課長 主幹 <u>検査担当主幹</u> 課長補佐 場長 副主幹 係長 副場長 主査 主任主事 主任技師 主事 技師	中讃ブロック統括センター	略	西讃ブロック統括センター	略	東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 技師	小豆ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師	広域送水管理センター	所長 副所長 課長 場長 副主幹 主任 主任技師 師 技師
ブロック統括センター等	職																												
高松ブロック統括センター	所長 課長 主幹 課長補佐 <u>検査担当課長補佐</u> 場長 副主幹 係長 副場長 <u>主任</u> 主査 主任主事 主任技師 主事 技師																												
中讃ブロック統括センター	略																												
西讃ブロック統括センター	略																												
東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 <u>主任技師</u> 技師																												
小豆ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 <u>主事</u> 技師																												
広域送水管理センター	所長 副所長 課長 場長 副主幹 主任 <u>主任主事</u> <u>主事</u> 主任技師 <u>主事</u> 技師																												
ブロック統括センター等	職																												
高松ブロック統括センター	所長 課長 主幹 <u>検査担当主幹</u> 課長補佐 場長 副主幹 係長 副場長 主査 主任主事 主任技師 主事 技師																												
中讃ブロック統括センター	略																												
西讃ブロック統括センター	略																												
東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 技師																												
小豆ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師																												
広域送水管理センター	所長 副所長 課長 場長 副主幹 主任 主任技師 師 技師																												

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。